

一般質問通告書

No. 1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

平成27年5月28日

議席番号 21番

東村山市議会議長 様

質問者 駒崎 高行

記

質問の項目と要旨

1. 空家対策特別措置法の全面施行への市の対応について

5月26日空家対策特別措置法が全面施行となり、法律の上では特定空家等に対して、立ち入り調査や行政代執行が可能となった。また、特定空家か否かを判断する基準・ガイドラインが国土交通省から示されている。これに対して東村山市として、人・予算など見直す必要があるのではと考え、また空家に関する情報を広く市民から得ていくことを提案し以下伺う。

(1) 平成26年2月26日には、特定空家等に対する措置を除いて施行されている。その関連で以下伺う。

- ① 空家対策計画策定の状況
- ② 空家等調査について実施の概要と、今後の予定について。
- ③ 可能となった固定資産税納付情報を元に空家管理改善を求めたこの間の件数。また効果をどう見ているか。
- ④ データベース整備に関しての進捗・考え方

(2) 特定空家等に対する措置を講ずるか否かを判断するものとして、1.保安上、2.衛生上、3.景観を損なう、4.その他として立木・シロアリなど動物・不審者の侵入と大きく4つが、また、周辺の建築物、通行の状況、危険性の切迫度も考慮することが示されている。

- ① 市としては、これ以外に判断する基準は設けないということか。立木が倒れて近隣に被害がある可能性について、事例が多くあると思われる。法2条に立木は空家に含まれることは理解しているが、特に扱いを伺いたい。
- ② 「危険性の切迫度」について、実効性を担保するためには一定の客観的な基準が必要と考える。条例を定めない当市での考え方を伺う。

(3) 特定空家は、指導、勧告、命令、代執行の順で措置されていくが、所有者への影響を伺いたい。関連して、他自治体が行っている、ホームページでの氏名公表についてはどの時点でおこなうことができるのか。またその実施の考えはあるか。

一般質問通告書

No.2

駒崎 高行

質問の項目と要旨
<p>(4) 代執行について、費用の回収が可能かどうか措置するかどうかの判断基準になるか。なるとすると実効性に疑問を抱かざるを得ない。立木の倒壊への対策などの費用が比較的軽微なものについては、別な扱いが必要と考えるが見解を伺う。</p> <p>(5) 立入調査や、最終的に代執行まで、業務が増えると思われるが、市の担当は何人か。不足する可能性はないか。また市の予算増はどの程度と考えるか。</p> <p>(6) 国・都の予算措置について、現在明らかになっているものを伺う。</p> <p>(7) 空家周辺の住民から寄せられている苦情などは何件。また、それへの対応のパターンにはどのようなものがあるか。</p> <p>(8) 先に調査については伺っているが、市としての空家対策の重要な観点は、周辺住民が不安を感じ、苦慮している事象を軽減していくことだと思う。市で何件ということではなく、悪影響が大きく、切迫している1軒の空家を如何に処理していくかということで、苦情としてではなく、積極的に住民個人、自治会などに情報提供をお願いすることを提案する。如何か。</p> <p>(9) 空家特措法第13条には、空家等及びその跡地に関する情報の提供その他これらの活用のに必要な対策を講ずるよう努めるものとする とあるが、具体的には何をおこなうのか。</p> <p>(10)</p> <p>空家対策特別措置法の4つの判断基準は、住環境への悪影響として、空家か否かを問われないと考える。人が居住している住宅についても、管理を求めていく必要性についての見解を伺いたい。</p>

質問の項目と要旨

2. 防災行政無線の更なる整備を

市の防災行政無線については、デジタル化を完了し、対応前と比してクリアな音質、スピーカー毎に調整することで反響を抑える事ができること、電話・メールの活用など、災害時などに多くの市民に情報を提供できる備えを進めたことを評価している。ただ、4月以降においても市民から、「前と変わらない」「隣の市のしか聞こえない」など意見が寄せられている。よって、調査の方法と増設の要否を明らかにするために以下伺います。

(1) 設置場所について

- ① 屋外子局は、避難所32台、その他32台であるが、どのような場所に設置しているか。設置基準の概略も伺いたい。
- ② デジタル化の過程で移設や新設はどのように行われたか。また今後の計画はあるか。
- ③ 1台増設する概算費用を伺う。
- ④ 戸別受信機150台の設置場所、1台設置の費用を伺う。

(2) デジタル化完了後に調査を実施したと思うが、調査方法と結果で修正した内容を伺う。また、よく聞こえない地域があれば個別に伺いたい。

(3) 「聞こえない」という市民からの意見はあるか。先にも述べたが、恩多町1丁目や青葉町1丁目の市境においては聞こえ難いという意見があるが、市には届いているか。

(4) 調査については、実際に災害時と同様の音量で音を出しての調査が望ましい。その際には、市民・自治会等に協力を呼び掛けて、「聞こえない」「聞こえた」という切り分けで戻して貰うモニターになって貰うこと、更には屋外、屋内で窓を閉めた状態、屋内で窓を開けた状態などの複数回が必要と考えるが見解を伺う。

(5) 電話での聞き直しについて、周知は。災害時に集中することへの考え方も合わせて伺う。また、ひがっしーをデザインに入れた電話番号のシールを作成・配布することを提案するがいかがか。

(6) メールについての周知と登録状況は。

質問の項目と要旨

(7) 聞こえ難い場合、音量を上げることになると思うが、それにより、高層建築物での反響などで不明瞭になる場合がある。様々なテストを行い、最終的に増設することも必要と考える。また、現在設置されていない、人が多く集まる駅や繁華街についても設置を検討すべきと考える。費用が掛かる事ではあるが、緊急時の情報伝達についてより良くするためにも、増設について積極的な取り組みを求めたい。この点について市長の考えを伺いたい。

3. 多くの市民から、より多くの情報を

今回の一般質問において、空家の情報を市民から寄せて貰う事、そして防災無線のテストにモニターとして協力をお願いすることを提案した。過去の一般質問では、千葉市の「ちばレポ」を取り上げて、スマホアプリを利用して、道路等の不具合状況を得ることを提案した。また、同じく過去の一般質問では、防犯街路灯の不具合については、職員による夜間パトロールなどはおこなわれず市民からの連絡に依存していることも明らかになった。

現在、市では市長へのメールはあるものの、多くの市民が、より気軽に市に情報を提供するシステムが無いように思える。そのため、市役所職員は電話などで多くの時間を割かれている状況も見受けられ、効率を考えると問題があると考えます。

恒常的な市民モニターの設置や、それを可能にする情報ツールや、場合によってはコールセンター機能、最低でも直通電話など何らかの整備が必要なものを感じる。

この、市民が市のために、気軽に多くの情報を寄せていただける、何らかの仕組みについて市長の見解を伺う。